

議案第109号

訴えの提起について

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗一郎

理由

本件は、退職手当返納金及び損害賠償示談金の支払をしない元職員に対し、当該金員の支払を求めるため訴えの提起をする必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

訴えの提起について

次のように訴えを提起する。

1 訴えの相手方

千葉県松戸市 [REDACTED]

[REDACTED]

2 請求の要旨

(1) 相手方は、本市に対し、退職手当返納金のうち金20,275,600円及びこれに対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第4条の規定により計算した延滞金を支払え。

(2) 相手方は、本市に対し、損害賠償示談金のうち金3,368,945円及び平成23年4月1日において未納のものに対する同日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

3 事件の概要

(1) 相手方は、平成15年4月15日から平成20年4月8日までの間、経済振興局産業政策部新産業振興室等に所属し、本市が事務局を務めるロボスクエア運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関する事務に従事していた。

- (2) 相手方は、平成17年4月から平成18年4月にかけて不正な業務委託契約計9件を当該契約の相手方と共に謀して運営委員会に締結させ、当該契約に係る委託料を詐取し、運営委員会に損害を与えた。
- (3) 運営委員会と相手方は、平成22年12月24日、相手方が運営委員会に対し、前号の損害の賠償として金7,380,945円（以下「損害賠償示談金」という。）を分割して支払うこと等を定めて、示談をした。
- (4) 相手方は、前号の示談の合意に基づき、平成22年12月27日に金500,000円を、平成23年2月8日に金3,500,000円を支払ったが、その後は当該示談の合意に基づく支払をしなかった。
- (5) その後、本市は、平成25年6月6日付けの運営委員会の解散に伴い、損害賠償示談金のうち未納のもの及びこれに対する遅延損害金（以下「未納の損害賠償示談金等」という。）に係る債権を譲り受けた。
- (6) また、本市は、相手方が平成21年2月28日に自己都合により退職したため、同年3月27日、退職手当金21,651,450円を相手方に支給したが、平成23年2月19日、運営委員会に係る前記委託料を詐取したこと等により、相手方が詐欺及び収賄の罪で懲役3年の刑に処せられたため、同年3月10日、既に支給した退職手当のうち金20,496,000円（以下「退職手当返納金」という。）を返納するよう命じた。なお、退職手当返納金のうち退職手当の支給の際に本市が特別徴収した所得税金78,700円及び住民税金141,700円については、還付を受けている。
- (7) 本市は、相手方に対し、再三にわたり未納の損害賠償示談金等及び退職手当返納金の支払を求めたが、相手方は、平成28年2月24日に退職手当返納金の履行期限の延期を申請し、また、平成31年3月から令和2年2月までの間に損害賠償示談金として金12,000円を支払った以外に何らの支払もしない。
- (8) よって、本市は、請求の要旨記載のとおりの判決を求めて、訴えを提起するものである。